

(案)

スケートボードパーク整備事業に係る公募型プロポーザル

要求水準書

令和7年9月

枚方市 観光にぎわい部 スポーツ振興課

内容

I 総則

- 1 位置付け
- 2 業務の範囲
- 3 整備施設の概要
- 4 業務期間
- 5 要求水準書の変更
- 6 著作権等の取扱い

II 要求水準

- 1 関係法令・条例等の遵守・機密保持
- 2 特記事項
- 3 施設について
- 4 設計について
- 5 工事について
- 6 維持・管理方法の提案について
- 7 実施体制・進捗管理
- 8 業務の再委託
- 9 担当部署

III 資料

- 資料1 スケートボードパーク整備予定地付近見取図

I 総則

1 位置付け

本要求水準書は、枚方市（以下「発注者」という。）が実施するスケートボードパーク整備事業について、本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の業務提案が満たすべき最低限の水準を示す。また、「スケートボードパーク整備事業に係る公募型プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）については、本要求水準書と一体のものとして扱う。

なお、受注者の創意工夫、アイデア、ノウハウ及び技術力を最大限に生かすため、要求する水準については、基本的な考え方のみを示すにとどめ、本業務の目標を達成する具体的な方法・手段等は受注者の発想に委ねることとする。

2 業務の範囲

本業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 設計

施設の整備に係る測量等各種調査、スケートセクション等の検討、設計、設計図書作成、及び工事監理

(2) 工事

設計図書に基づく工事一式

(3) 共通

① 施工内容に含まれる工種は、業務提案の内容によるものとする。

② 設計完了後土地所有者である国（国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所（以下「淀川河川事務所」という。））と発注者が協議を行い、許可後に施工を開始するものとする。

※ 協議は発注者が行うが、受注者には協議に必要な資料の作成を求める。

※ 淀川河川事務所との協議期間は4ヶ月程度。

③ (1)(2)については、施設の長期的な運用を見据えた提案を行うこと。なお、今回の提案額には含まれないが、将来的に必要な機能・設備等がある場合は、あわせて提案を行うこと。

3 整備施設の概要

- (1) 施設名称：(仮称) 淀川河川公園枚方地区スケートボードパーク (以下「パーク」という。)
- (2) 整備予定地：枚方市三矢町地内 (淀川河川公園枚方地区区内)
 - ※ 位置図については資料1 参照
 - ※ 淀川河川公園内の構造物には「河川法」が適用されるため、高さがコンクリート舗装の平均地盤面+1,000mmを超える部分については、大雨による河川敷への増水が予想される時点で、容易に取り外し移動できる構造としなければならない。
- (3) 整備予定面積：1,500 m²程度
- (4) 対象種目：スケートボード、インラインスケート
- (5) 利用対象者：初心者～中級者
- (6) 利用時間：淀川河川公園の開園時間に準ずる
7：00～17：00
(5月17日～8月16日は7：00～19：00)
- (7) 利用料：無料
- (8) 構造 舗装：鉄筋コンクリート造
セクション：鉄筋コンクリート造、スチール製 (置き型) 又はその組み合わせ
- (9) 供用開始日：令和9年4月1日 (予定)

4 業務期間

- (1) 各種調査・スケートセクション等の検討・設計
契約締結日～令和8年9月30日頃まで
 - ※ 設計は令和8年5月31日頃までに一旦終了させること。その後発注者が「淀川河川事務所」との協議・申請 (4ヶ月程度) を行うので、設計図書を必要に応じて修正すること。
- (2) 工事
令和8年10月1日頃～令和9年3月15日まで
 - ※ 発注者が「淀川河川事務所」と(1)の協議・申請を行い、着工が許可された後施工を開始すること。

5 要求水準書の変更

(1) 要求水準の変更事由

発注者は、事業期間中に、以下の事由により要求水準を変更する場合がある。

- ① 法令等の変更により、業務の内容を変更する必要がある場合
- ② 災害や事故等により、業務の内容を変更する必要がある場合
- ③ その他、発注者が、業務の内容を変更することが特に必要と認める場合

(2) 要求水準の変更手続

要求水準を変更する場合は、事前に受注者に通知する。なお、要求水準の変更に伴い、契約書の変更が必要となる場合は、必要な契約変更を行う。

6 著作権等の取扱い

(1) 著作権の取扱い

受注者は、本業務に関する成果品が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という）に該当する場合は、当該著作物等に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に発注者へ無償で譲渡することとする。

(2) 成果品の公表等

受注者は、施設の安全保障のため発注者の承諾を得ずに、業務提案書及び設計図書等の成果品を公表できない。また、第三者への譲渡、貸与または質権その他の担保目的に供することはできない

(3) 著作権の侵害の防止

受注者は、作成した成果品が第三者の有する著作権を侵害しないことを保証する必要がある

(4) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工法等を使用するときは、その権利を損なってはならず、また、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

II 要求水準

1 関係法令・条例等の遵守・機密保持

事業の実施にあたっては、河川法、都市計画法、建設業法、地方自治法、個人情報の保護に関する法律をはじめ、必要とされるすべての法令・条例等を遵守すること。

また、受注者は、業務上知り得た機密を本業務の継続中はもとより、契約が完了した後においても、第三者に漏らしてはならない。

2 特記事項

本要求水準書に記載されていない事項は、以下によること。また、これ以外の標準仕様書等を準用する場合は、発注者が定める本業務を担当する市職員（以下「市職員」という。）との協議によること。

- 土木設計業務等共通仕様書
- 土木工事標準設計図集（国土交通省 近畿地方整備局）
- 土木工事標準積算基準書（国土交通省）
- 土木施工単価、建設物価、土木コスト情報、積算資料
- 工事写真撮影ガイドブック

3 施設について

(1) 規模

① 面積： 1,500 m²程度

※ 形状は矩形とし縦横の長さは提案による。

※ パークの位置については設計時の測量に基づき決定する。

② 高さ：鉄筋コンクリート舗装の平均地盤面+1,000mm以内

※ 1,000mmを超える部分については、河川敷への増水が予想される時点で容易に撤去・移動・復旧できる構造とすること。

※ 路盤の根切り底は測量後水平となるよう設定すること。

(2) 施設の目指すべき姿

① 地元スケートボード関係者の意見が十分に反映され、初心者及び初級者から中級者まで幅広く楽しめること。

② パーク利用者と公園利用者の安全性について十分考慮されていること。

③ スケーターを満足させる品質と優れた耐久性を兼ね備えていること。

④ メンテナンスや増水時の対応について十分検討されていること。

⑤ 淀川河川公園周辺地域の賑わいを創出する拠点となること。

(3) 施設配置

① 「初心者及び初級者エリア」と「中級者エリア」の面積比率

初心者及び初級者エリアは滑走スペース全体の20~40%、中級者エリアは残りの部分とする。

② 初心者及び初級者エリア

- ・ 初心者と初級者を主な利用者とする。
- ・ 平坦なエリアを十分に確保し、必要に応じて柵を設置するなど安全対策を検討すること。
- ・ 中級者エリアと連続させ、尚且つ互いの動線が交錯しないよう工夫すること。

③ 中級者エリア

- ・ 初級者~中級者を主な利用者とする。
- ・ 難易度の変化に富んだ多様なセクションを配置し、技の練習が連続してできるよう回遊性のあるレイアウトとすること。
- ・ セクションはけがや事故の起きにくい形状及び配置とし、必要に応じて柵を設置するなど安全性に十分配慮すること。

④ 外構

- ・ 降雨後の排水を考慮した計画とし、水勾配は1%程度以上とする。
- ・ 公園利用者及び観覧者の安全対策について検討し、滑走エリアからスケートボードが周囲へ飛び出さないよう対策を行うこと。
- ・ 滑走エリア周囲にパーク利用者及び公園利用者等が利用できる居心地の良い休憩スペースを設け、ベンチ等を配置すること。なお、屋根については河川公園内の施設であるため設置しない。
- ・ 防犯のため、可能な限り死角となるスペースが発生しないよう配慮すること。

⑤ その他

- ・ 本パークの魅力をさらに向上させる提案があれば行うこと。
- ・ 各種イベントの提案があれば行うこと。
- ・ 日本スケートボード協会等との連携による競技の提案があれば行うこと。

(4) 仕様

- ① 長期間の使用を見据えた路盤及びセクションの仕様とすること。
- ② コンクリートのひび割れ・表面劣化及び目地段差等への対策を十分検討すること。
※ 引き渡し後1年以内に発生した著しいひび割れ・表面劣化及び目地段差等については、民法による契約不適合責任のため発注者より通知するので、復旧すること。
- ③ レール等金属類の錆対策について考慮すること。
- ④ 目地・段差部分の破壊の原因となる雑草について対策を検討すること。
- ⑤ 利用上の注意事項を示す看板を滑走エリアの周囲に設置すること。
- ⑥ スポーツ振興くじ助成金対象施設であることを示す看板を滑走エリアの周囲に配置すること。

仕様についての参考基準を下記に示す。

ア コンクリート舗装

路盤：再生碎石 RC-40 t150

表層：コンクリート 18N/mm² D10@200 t150

※ コンクリート表面は研磨・浸透性強化剤・吸水抑制剤等により滑らかにすること。

イ セクション

セクションの形状・大きさ・配置は地元スケートボード関係者との意見交換の後決定すること。

a コンクリートセクション

・ ボックス

路盤：再生碎石 RC-40 t150

表層：コンクリート 21-8-20 D10@250 C-コーピング

・ バンク

路盤：再生碎石 RC-40 t150

表層：ショットクリート D10@250 t200

フラットエリアと滑らかに連続させること

・ ステア

路盤：再生碎石 RC-40 t150

表層：コンクリート 21-8-20 D10@250

- レッジ
 路盤：再生碎石 RC-40 t150
 表層：コンクリート 21-8-20 D10@250 C-コーピング
 ※ コンクリート表面は研磨・浸透性強化剤・吸水抑制剤等により滑らかにすること。
 ※ 安全柵等については、コンクリート舗装の平均地盤面から 1,000mm を超える部分を容易に取外し・移動・復旧できるようにしておくこと。
- レール・コーピング
 スチール製とし、鋼構造物用対候性塗料（フッ素系）仕上とする。
- b スチール製セクション
 - 国内で製造・販売されているものとし、部品の修理・交換についてサポート体制が整っていること。
 - コンクリート舗装面への設置は、ステンレスアンカーボルト止め若しくはキャスター式（日常は南京錠等により固定）とする。
 - 製品金属部分（フレーム、エッジ補強金具、固定金具等）は電気亜鉛メッキ後、ウレタン塗装とする。
 - 表面材、下地及びフレーム材の固定方法はボルト及びナット止めとし、ボルト類はステンレス製とする。
 - 保証期間は発注者への引き渡し後 2 年間とする（地震、火災、水害等の災害による場合を除く）。
 ※ 安全柵等については、コンクリート舗装の平均地盤面から 1,000mm を超える部分を容易に取外し・移動・復旧できるようにしておくこと。
- ウ コンクリート舗装の誘発目地・伸縮目地
 - 伸縮目地
 舗装と土留めの境界部、舗装とセクション（ボックス・ステア・レッジ等）の取合い部等
 - カッター目地
 舗装部分 @3,000
 舗装とセクション（バンク等）との取合い部
 ※ カッター目地施工はコンクリート打設後 1 日以内に実施すること。
 ※ 段差は柔軟型エポキシ樹脂目地材を充填し滑らかに処理すること。

(5) デザイン

- ① 設置計画は平面図、立面図、パース等を用いてわかりやすく提案すること。
- ② 枚方大橋及び淀川堤防上の道路から見てスケートボード施設であることが一目でわかるデザインとすること。

4 設計について

(1) 業務全般

- ① 設計業務の実施にあたっては、市職員及び関係官公署の指導等に従うものとする。
- ② 地元のスケートボード関係者の意見を反映させるため、セクションの大きさ、形状、配置、表面仕上げ、目地位置等の検討を行う段階で、市職員立ち合いのもと意見交換を行うこと。
- ③ 基本的なレイアウト等を作成し、市職員の承諾を受けた上で詳細な設計に進むものとする。
- ④ 詳細な設計において、実施設計図、積算書及び各種計算書等を作成すること。
- ⑤ 図面、工事内訳書等の様式、タイトル及び整理方法は市職員の指示を受けること。
- ⑥ 市職員と十分に協議を行いながら業務を実施し、業務の進捗状況に応じて、適宜、市職員に中間報告を行う。
- ⑦ 市職員及び各関係官公署との打ち合わせ事項を記録し、文書にて提出すること。
- ⑧ 設計完了後に本書に適合しない箇所及び設計内容に契約不適合が発見されたときは、市職員と協議の上、事業者の責任において設計図書の補修を行うこと。
- ⑨ 工事における騒音・振動・粉塵及び周辺道路の交通・安全等への対策を十分に検討すること。
- ⑩ 発注者は受注者に設計の検討内容について、必要に応じて随時聴取及び設計協議することができるものとする。なお、受注者は作成する設計図書及びそれに係る資料並びに発注者から提供を受けた関連資料を当該業務に関わる者以外に漏らしてはならない。
- ⑪ 受注者は発注者の要請に基づき、スポーツ振興くじ助成金等に係る図面の作成等、必要書類の作成を行うこと。

(2) 実施設計

受注者は、市職員と十分に打ち合わせを行い、以下の業務を履行すること。

- ① 本要求水準に基づき、実施設計図書を作成すること。
- ② 実施設計図書に基づき、積算数量計算書、工事内訳書等を作成すること。

(3) 提出書類

受注者は業務の各段階において、次の書面を速やかに提出しなければならない。

① 契約締結後

項目	備考	必要数
ア 業務計画書	業務方針、作業方法、作業工程等	CD-R(RW)
イ 打合せ簿	都度提出のこと	

② 設計完了後（淀川河川事務所との協議終了後）

項目	備考	必要数
ア 設計のあらまし	仕様は協議による 設計概要をとりまとめたもの	CD-R (RW)
イ 図面 ・表紙 ・図面リスト ・特記仕様書 ・付近見取図 ・現況図 ・配置図 ・断面図 ・平面詳細図 ・仮設計画図	見開きA3版製本	各4部
ウ 積算 ・設計内訳書 ・積算数量調書 ・見積書等関係資料 ・積算根拠資料		各2部
エ その他 ・各種検討資料、提案書、計画書等 ・関係機関との協議・手続き関係図書 ・概略工事工程表 ・備品リスト・カタログ ・各種データなど	仕様は協議による	各2部
オ 上記データ類		CD-R (RW)
カ 完成通知書		
キ 請求書		

※1 各種図面作成については、CADデータにて作成すること。データについては、変換ソフトを使用し、JW-CADで正常に解読できることを確認した上で提出のこと。また、後日編集しやすいようレイヤー分けを行い、変換前データも提出のこと。

※2 設計内訳書（代価表・複単価表等を含む）については、表計算ソフト（エクセル）で作成し、データを共に提出のこと。

※3 設計図の様式は市職員の指示による。

(4) 工事監理

- ① 契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できていること。
- ② 施工図、製作見本、見本施工等を検討し、設計図書の内容に適合すること。
- ③ 工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認の他、対象工事に応じた合理的方法により確認すること。
- ④ 確認の結果、適切でないと認められる場合には、修正を求めるべき事項を検討し、発注者に報告すること。
- ⑤ 工事内容に変更が生じた際は、関係法令に適合することを確認し、発注者に報告すること。
- ⑥ 設計変更が必要と判断される場合には、発注者と協議の上、設計変更図の作成、変更工事金額の算出、工事工程の変更等の協議を行うこと。
- ⑦ 工事監理にあたって下記の書類を提出すること。

項目	必要数
ア 監理業務計画書	各1部
イ 工事監理月報	各1部
ウ 打合せ簿	各1部

5 工事について

(1) 施工計画

- ① 作業場・仮囲い等仮設物の設営は事前に仮設計画図・配置図等を作成し、市職員と協議、承諾のうえ設営すること。尚、搬入・搬出経路の芝生については養生を行うこと。
- ② 工事関係車両は、過積載等に注意し、道路交通法を遵守すること。また、公衆道路上の駐車は厳禁とする。
- ③ 仮設計画書及び工程表を提出し、関係者との協議を実施すること。
- ④ 本業務の安全性を確保するのに十分な囲い等を設置すること。
- ⑤ ほこり・騒音・振動の防止など河川公園利用者等に配慮すること。
- ⑥ 受注者は工事の進捗管理を適切に行い、工程の見直し等必要に応じ、発注者と協議を行うものとする。

(2) 設計内容

諸官庁の指導、施工上の納まり、その他の理由により設計内容を変更しようとするときは、発注者の承諾を受けること。なお、これに伴う契約金額の増減は、原則として行わない。やむを得ず契約金額の変更が必要となる場合の変更金額は、変更が必要と認める根拠となる書類を事業者が作成し、受注者と発注者の協議の上決定する。

(3) 施工条件

- ① 工事の作業日は、年末年始及び淀川河川公園のイベント開催日を除き、滞在時間は7:00~17:00を基本とするが、詳細は発注者同席のもと淀川河川事務所と調整を行い決定するものとする。
- ② 工事に伴い発生した残土等は「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、その処理責任は施工者にある。また、その処理は産業廃棄物の処分及び運搬業の許可を有するものに限ること。なお、施工者は廃棄物の処理方法を記載した施工計画書・許可書の写し及び処理証明書を提出すること。
- ③ 発生材（発注者に引き渡しを要するものを除く）は全て工事現場外に搬出し、関係法令等に則り適切に処理の上、市職員に報告すること。
- ④ 工事中に発生する騒音、振動、粉塵等の防止には特に注意し、予め施工計画書を作成し、河川公園利用者の理解と協力を得られるよう誠意をもって努めなければならない。工事中の苦情対応及び事故補償等は、受注者が責任を持ってあたること。
- ⑤ 工事にあたり、以下に定める項目については市職員及びスケートボード関係者の立ち合いを受けること。
 - ・ コンクリート製セクション（※）及び目地の位置出し
 - ・ スチール製セクション（※）の墨出し※ セクションの材質選定は提案による。
- ⑥ 工事にあたり、以下に定める項目については市職員の立ち合いを受けること。
 - ・ 指示された施工又は試験
- ⑦ 工事にあたり、以下に定める項目については市職員の検査を受け、承諾を得ること。また、必要に応じて試験成績表等の提出をすること。
 - ・ 指示された材料・製品及び機器の検査
 - ・ 指示された工程完了時点の中間検査
 - ・ 竣工検査
- ⑧ 受注者は、契約締結後速やかに“CORINS データ”の登録をすること。なお、登録に先立ち、登録内容について、市職員の確認を受けること。
- ⑨ 建設工事保険及びその他第三者賠償責任損害を担保する「請負業者賠償責任保険」に加入し、工事に係る事故及び第三者への損害等について、速やかに対処すること。

保険の成立後、速やかにその写しを市職員に提出すること。上記保険等について、被保険者は発注者・受注者及びその全下請負人を網羅すること。また、保険金額は請負代金全額（支給材料又は貸与品がある場合には、その全額を加えること）とし、保険期間は工事着手日から工事完了日を含めて14日を加えた期間とすること。

(4) 提出書類

提出書類の概要は次のとおりとする。

工事完成時

タイトル	内容	必要数
工事竣工引渡書類	各種取扱説明書	2部
	その他必要書類	2部
竣工写真	撮影箇所は市職員と協議の上決定	2部

※ 引渡し先は発注者とする。

6 維持・管理方法の説明について

竣工後に発注者が行う維持・管理のため、舗装・セクション・レール等についてのメンテナンス方法（日常点検や定期点検）を記載したマニュアルを提出し、発注者に説明すること。

7 実施体制・進捗管理

- (1) 受注者は、本業務の遂行にあたって、確実に実施できる体制を設けること。
- (2) 受注者は、本業務の遂行にあたって、発注者と協議し、業務の目的、実施体制、実施内容、スケジュール、管理方法等の基本事項をまとめた業務実施計画書を作成し、発注者に提出するものとする。
- (3) 受注者は、定期的に発注者と打ち合わせを行い、進捗の管理を行うこと。また、打ち合わせ経緯については議事録を作成し、3営業日以内に提出すること。

8 業務の再委託

再委託は原則禁止とする。ただし、業務の実施にあたり、専門性等から一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合にあらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りでない。再委託により実施する事業がある場合は、提案内容に明記すること。

9 担当部署

枚方市役所 観光にぎわい部 スポーツ振興課

大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所別館3階

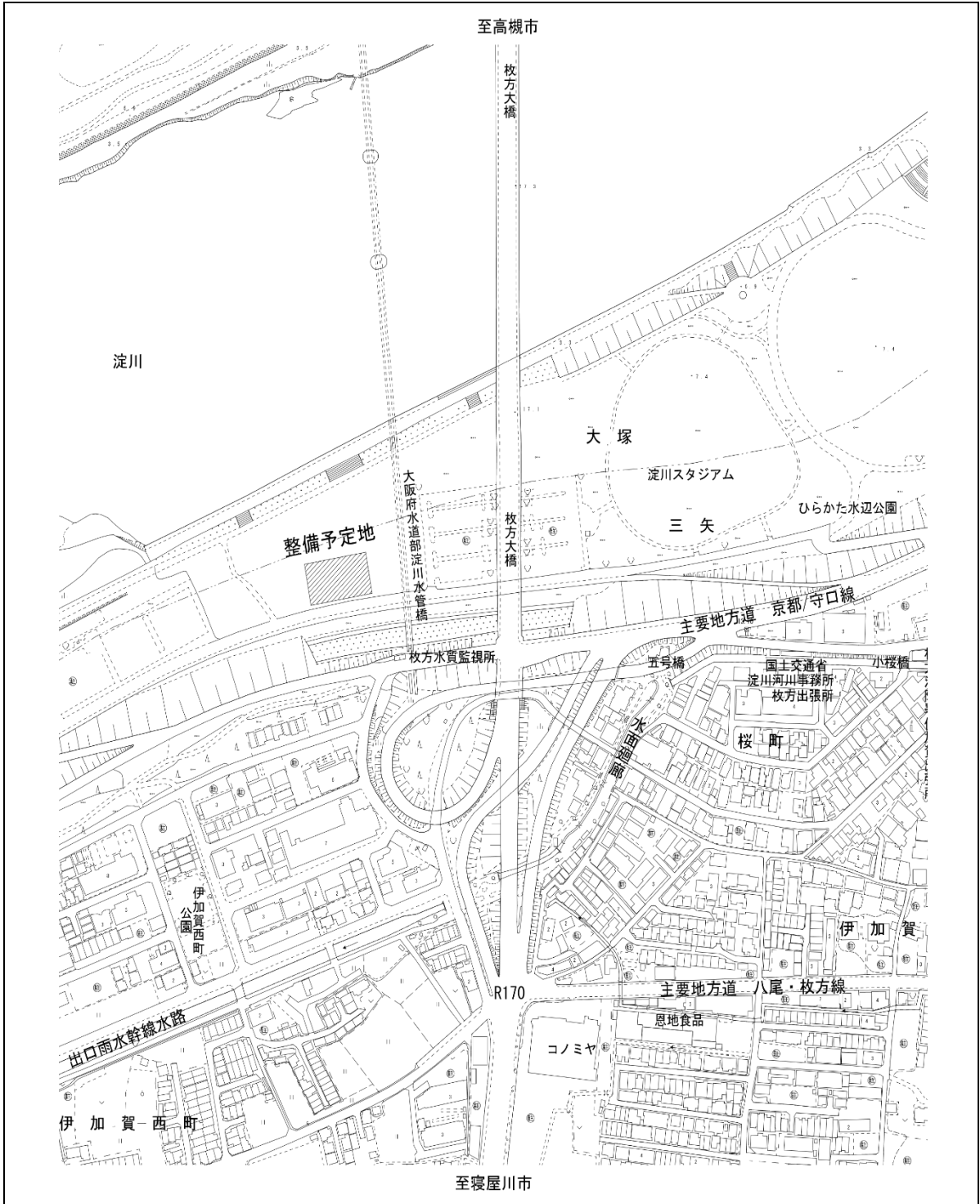
電話 072-841-1412

メール sktaiku@city.hirakata.osaka.jp

Ⅲ 資料

資料1 スケートボードパーク整備予定地付近見取図

スケートボードパーク整備予定地付近見取図



整備予定地：枚方市三矢町地内（淀川河川公園枚方地区内）